



平成 28 年 8 月 31 日

北陸信越運輸局

## 滑川海上観光遊覧運航が始まります

北陸信越運輸局は、海上運送法第21条第1項の規定に基づき、シーブライトネス株式会社（代表取締役 細田 真一）から申請のあった富山県滑川市の「滑川漁港」を起終点とした旅客不定期航路事業を、8月30日付けで許可しましたのでお知らせします。

1. 申請者 シーブライトネス株式会社 代表取締役 細田 真一  
富山県滑川市柳原79番地9

### 2. 申請の内容

(1) 航路名及び航路の起点、終点並びに相互間の距離

・航路名 : 滑川海上観光航路

・起終点 : 滑川漁港

富山新港コース 航行距離 約49km

(2) 使用船舶

・船名 キラリン 総トン数18トン 旅客定員45人

3. 運航開始予定日 平成28年9月1日

### 問い合わせ先

(所属) 北陸信越運輸局 海事部海事産業課

(担当) 坂井、景山

(電話) 025-285-9156

(所属) 富山運輸支局伏木庁舎

(担当) 清水、宮村

(電話) 0766-44-1367